

災害見舞金及び災害見舞金付加金について

災害見舞金及び災害見舞金付加金は、加入者（任意継続加入者を含みます。）及び被扶養者が水震火災その他の非常災害により住居（注１）又は家財に損害を受けたとき、その損害に対する見舞金として支給される給付です。

〔支給条件〕

下表左欄に掲げる損害の程度に該当した場合に、右欄に定める月数を標準報酬月額に乗じて得た額を災害見舞金として支給します。また、災害見舞金の額の６０％に相当する額を災害見舞金付加金として支給します。なお、住居又は家財に対する損害が５分の１以上３分の１未満の場合には、災害見舞金の支給対象となりませんが、標準報酬月額の５０％に相当する額を災害見舞金付加金として支給します。

この他に、災害見舞品に代えて現金３万円を、災害見舞金付加金と同時に支給します。

※ 損害が床下浸水などで、住居又は家財の損害の割合が５分の１未満の場合には支給されませんのでご了承ください。

損 害 の 程 度（注２）	月 数		
	災害 見舞金	災害見舞金 付加金	合計
１ 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき ２ 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	３か月	１．８か月	４．８か月
１ 住居及び家財の２分の１以上が焼失し、又は滅失したとき ２ 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき ３ 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき ４ 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	２か月	１．２か月	３．２か月
１ 住居及び家財の３分の１以上が焼失し、又は滅失したとき ２ 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき ３ 住居又は家財の２分の１以上が焼失し、又は滅失したとき ４ 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	１か月	０．６か月	１．６か月
１ 住居又は家財の３分の１以上が焼失し、又は滅失したとき ２ 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	０．５か月	０．３か月	０．８か月
住居又は家財に５分の１以上３分の１未満の損害を受けたとき	—	０．５か月	０．５か月

床上浸水により損害を受けて上の表により、損害の程度を判定しがたいと認めたとき

浸 水 の 程 度（注３）	月 数		
	災害 見舞金	災害見舞金 付加金	合計
床上 １２０cm以上	１か月	０．６か月	１．６か月
床上 ３０cm以上１２０cm未満	０．５か月	０．３か月	０．８か月
床上 ３０cm未満	—	０．５か月	０．５か月

（注１）災害見舞金の対象となる「住居」とは、加入者又は被扶養者が現に生活の本拠として居住する建物をいいます。この「建物」は、自己の所有のものであるかどうかは問いません。

（注２）修理等により使用可能であるものは、損害に含まれませんのでご注意ください。

（注３）床下浸水の場合は支給されません。